



許可の内容

1. 産業廃棄物処分業許可証(茨城県)

(表)

様式第九号の二 (第十条の六関係)

1900

許可番号 00821010676

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都中央区八重洲一丁目4番16号

氏 名 中央電気工業株式会社

代表取締役 谷奥 俊

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第5項の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 橋 本 昌

許可の年月日

平成27年12月25日

許可の有効年月日

平成34年11月19日

優良

NO COPY
再複写無効

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。)

中間処分

熔融固化: 燃え殻, 汚泥 (無機性のものに限る。), 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石棉含有産業廃棄物を除く。), 鋳さい, がれき類 (石棉含有産業廃棄物を除く。), ばいじん 以上7種類

2. 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類, 施設場所, 設置年月日, 処理能力, 許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。)) を記載すること。

別記1のとおり。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可 (届出) 年月日	変 更 内 容	許可 (届出) 年月日	変 更 内 容
平成5年11月22日	新規許可	平成25年6月24日	優良確認
平成21年3月6日	変更届 (施設等の変更)	平成25年8月19日	変更届 (代表者の変更)
平成23年5月23日	一部廃止 (施設)	平成26年7月29日	変更届 (住所の変更)
平成25年4月8日	一部廃止 (施設)	平成27年12月25日	更新許可 (優良認定)
平成25年4月8日	変更届 (施設等の変更)	平成28年4月21日	変更届 (代表者, 施設の変更)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(裏)

別記1

事業の用に供する施設の所在地、処理施設及び保管施設の概要

茨城県鹿嶋市大字光4番地

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
熔融固化施設	240.0 t/日 (24時間)	燃え殻、汚泥（無機性のものに限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石棉含有産業廃棄物を除く。）、鉄さい、がれき類（石棉含有産業廃棄物を除く。）、ばいじん 以上7種類	平成25年3月27日 — —
	115.3 t/日 (24時間)	燃え殻、汚泥（無機性のものに限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石棉含有産業廃棄物を除く。）、鉄さい、がれき類（石棉含有産業廃棄物を除く。）、ばいじん 以上7種類	平成15年1月30日 — —



許可の内容

1. 特別管理産業廃棄物処分業許可証(茨城県)

(表)

1900

様式第十五号之二 (第十条の十八関係) 許可番号 00871010676

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都中央区八重洲一丁目4番16号
 氏名 中央電気工業株式会社
 代表取締役 谷典俊
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第十四条の四第六項 (許可を受けた者であることを証する。)

茨城県 茨城県知事 橋本 昌

許可の年月日 平成26年7月1日
 許可の有効年月日 平成33年6月30日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。)

中間処分
 溶融固化: 鉱さい (別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。), ばいじん (別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。), 燃え殻 (別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。), 汚泥 (別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)
 以上4種類

2. 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類, 施設場所, 設置年月日, 処理能力, 許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。)) を記載すること。)

別記2のとおり。

3. 許可の条件
 特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	変更内容	許可(届出)年月日	変更内容
平成14年6月14日	新規許可	平成25年4月8日	変更届(施設の変更)
平成19年6月14日	更新許可	平成25年8月19日	変更届(代表者の変更)
平成21年3月6日	変更届(施設等の変更)	平成26年7月1日	更新許可(優良認定)
平成24年8月17日	更新許可	平成26年7月29日	変更届(住所の変更)
平成25年4月8日	一部廃止(施設)	平成28年4月21日	変更届(代表者,施設の変更)

5. 規則第10条の15第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

不正所止処置が確してあります。

(裏)

別記1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名	鉛	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
有害物質							
水銀又はその化合物	○	○			○	-	-
銅又はその化合物	○	○	○		○	-	-
鉛又はその化合物	○	○	○		○	-	-
有機燐化合物					○	-	-
六価クロム化合物	○	○	○		○	-	-
砒素又はその化合物	○	○	○		○	-	-
ジシアン化合物					○	-	-
トリスフェノール				-	○	-	-
テトラフェノール				-	○	-	-
ジクロロメタン				-	○	-	-
四塩化炭素				-	○	-	-
1,2-ジクロロエタン				-	○	-	-
1,1-ジクロロエタン				-	○	-	-
シス-1,2-ジクロロエタン				-	○	-	-
1,1,1-トリクロロエタン				-	○	-	-
1,1,2-トリクロロエタン				-	○	-	-
1,3-ジクロロプロパン				-	○	-	-
トリクロロメタン					○	-	-
シクロヘキサン					○	-	-
フェニルシラン					○	-	-
ベンゼン				-	○	-	-
セレン又はその化合物	○	○	○		○	-	-
ナトリウム		○	○		○	-	-
78号水銀	○	○			○	-	-

別記2

事業の用に供する施設の所在地、処理施設及び保管施設の概要

茨城県鹿嶋市大字光4番地

処理施設

施設の種別	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
溶融固化施設	240.0 t/日 (24時間)	鉛(別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、ばいじん(別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、燃え殻(別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、汚泥(別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。) 以上4種類	平成25年3月27日 — —
	115.3 t/日 (24時間)	鉛(別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、ばいじん(別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、燃え殻(別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、汚泥(別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。) 以上4種類	平成15年1月30日 — —